3　クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を与えるとき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
（略）	（略）
令第二十条第六号の業務のうち次の二項に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
令第二十条第六号に掲げる業務のうち床上無線運転式クレーン等の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
令第二十条第六号の業務のうちクレーン則第二十二条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者及び同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
（略）	（略）

3　クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を与えるとき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
（略）	（略）
令第二十条第六号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
（新設）	（新設）
令第二十条第六号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
（略）	（略）